

令和5年11月10日

令和5年

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年11月10日（金）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 21 名 欠席委員 0 名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	—
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	○
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請の対する処分の決定について
- 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請の対する処分の決定について

5.その他 ・活動記録の提出について
・定例総会について

会議の経過

令和5年11月10日(金)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会11月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から11月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名を致します。議席4番 宮秋委員 議席5番 志摩委員を指名いたしますよろしくをお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権51件、使用貸借権2件でございます。

まず、賃貸借権分ですが、期間は3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が92,616㎡です。

筆数は51筆で貸し手24名、借り手14名となっております。賃借料でございますが、

現金では反当10,000円～13,000円となっております。

現物では、30kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は10年となっております。対象作物は水稻等でありまして、面積は田が683㎡、畑が769㎡です。筆数は2筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、6ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第42号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の7ページをお願いします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字中村332番1、地目は田で、面積は874㎡です。
所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は
大字中村の〇〇さんです。
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
位置図・箇所図は9～10ページのとおりです。
申請農地は、県道新吉富豊前線 中村公民館そばの農地です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑には入りません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第43号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の
決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字土佐井1405番ほか一筆、地目は田で、面積は4,058㎡です。
所有権を移転する方は、大字宇野の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は
福岡県農業振興推進機構です。
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
位置図・箇所図は13～14ページのとおりです。
申請農地は、大字土佐井 岩木大池付近の圃場整備済みの農地です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑には入りません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第44号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分
の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は特定遺贈で、申請農地は大字西友枝23番ほか15筆、地目は田及び畑で、面積は10,930㎡です。

譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は大字西友枝の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、10,930㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は17～18ページのとおりです。申請農地は大字西友枝 大入地区内の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第45号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料19ページをお願いします。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字上唐原1415番、地目は田で面積は3,130㎡です。

譲渡人は、大字上唐原の〇〇さんで、譲受人は大字宇野の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、3,130㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は21～22ページのとおりです。

申請農地は、大字上唐原 冠池そばの圃場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

喜多代委員 譲受人は今まで農業をしていたのか。

事務局 家族で農業経営しています。作業自体は譲受人が主にしているとのことでした。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については今瀬委員が地区担当となります。いかがでしょうか。

今瀬委員 貸借していた農地を買うということです。

事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第46号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案は終わりました。

その他について事務局から申し上げます。

事務局 では、その他について2点、ご説明申し上げます。

1点目ですが、活動記録の提出についてでございます。

提出された活動記録の中身を確認させていただきましたが、回数が少ない方が多数いらっしゃいました。回数が少ない場合、委員さんの報酬が減額となる場合もございますので最低6回、できれば毎月10回以上の活動をお願いいたします。

活動後には必ず活動記録用紙への記入をお願いします。

2点目ですが、次回12月期の定例総会については、12月11日(月)を予定しております。

また、定例総会に欠席された方におかれましては、後日役場まで資料の受け取りに来てくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

令和5年11月10日 午前9時14分閉会